

令和3年11月4日

市指定ごみ袋等取扱所の指定に関する要綱 改正（素案）へのご意見等について

- ・ 改正概要
 - ・ 市のごみ処理施策への取扱店の協力規定の追加
 - ・ 販売実績の報告規定の追加
 - ・ 指定ごみ袋全サイズの販売取扱規定の追加
 - ・ 販売委託料の定額制の導入（一律1セット20円）
 - ・ 指定取り消し条件に係る規定の追加
- ・ 根拠規定 小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例（以下抜粋）
- ・ 募集期間 令和3年9月15日（水）～10月22日（金） 37日間
- ・ 説明資料 別紙1
- ・ 周知方法 1. 取扱店への個別通知, 2. 市ウェブサイト
- ・ 提出意見 提出数：2件
 - ・・・手数料額に関するもの 1件
 - ・・・その他購入に関するもの1件
- ・ 提出方法 FAX：2件
- ・ 意見回答 別紙2
- ・ 今後対応
 - ・ 本件について、所管審議会に報告いたします。
 - ・ 廃棄物処理の実態状況を踏まえ、要綱改正の是非について検討を進めていきます。

根拠規定抜粋

（事業者の責務）

第4条第4項 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

（市民の意見の反映）

第8条 市長は、廃棄物の排出の抑制、再利用及び廃棄物の適正な処理について、市民の意見を施策に反映することができるよう努めなければならない。

【担当課】

小美玉市 市民生活部 環境課 廃棄物対策係

電話：0299-48-1111 内線 1144 1145

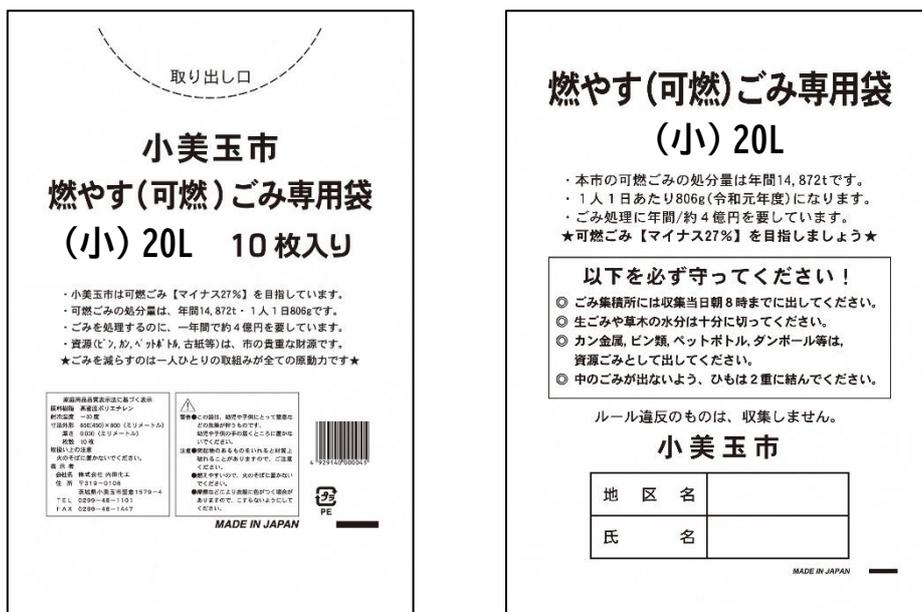
FAX：0299-48-1199

メール：kankyo@city.omitama.lg.jp

小美玉市指定ごみ袋等取扱所の指定に関する要綱 改正（素案）について

背景

- ・小美玉市の指定ごみ袋は、廃棄物の適正処理やごみの減量資源化を目的として、市条例等に規定する廃棄物処理手数料であり、可燃ごみの指定容器として定められています。一方で、現状においては、本来の目的より排出時の利便性や市場合理性が優位し、目的の達成に結びついていません。



令和3年度から20Lサイズ指定ごみ袋を取扱開始

目的

- ・廃棄物の適正処理、ごみの減量資源化に向けては、関係法令、並びに、小美玉市一般廃棄物処理計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、それぞれの責務を果たし、コストを負担しあいながら、この促進に取り組む必要があります。
- ・近年ごみの排出量は、新型コロナ禍の影響等により、特に一人当たり排出量が増加傾向にあり、ごみ処理経費は1年に3億円以上を要し、新クリーンセンター建設関係費は、累積で約30億円に達しています。これらごみの排出量、関連経費の低減を図る必要があります。

趣旨

- ・市全体ごみ量のうち約9割を占める可燃ごみの減量を目指すためには、市条例等に基づく廃棄物処理手数料として定め、その指定容器である指定ごみ袋の販売取扱い等に係る均衡を保ちながら、市民への適切な販売体制の確保を図ることが重要となります。
- ・販売体制の確立をもって、指定ごみ袋問扱い店の協力をいただきながら、市民には、各家庭の世帯員数に応じて、また、ごみ分別の徹底の上で、適正サイズ`の指定ごみ袋の購入及び利用を促すものであります。

具体的課題

- ・指定ごみ袋取扱店は168店舗等の登録がある一方、その購入において、複数年実績のない店舗（廃業等）が存在しており、市民に公表する取扱店情報と乖離しています。
- ・令和3年度より、20L（小）サイズの販売が開始された一方、これまでも、45L（大）、30L（中）サイズの購入内訳に偏りがあり、一部サイズのみ取り扱う店舗が見られます。
- ・ごみの減量資源化に資する上では、現状、45L（大）サイズに偏重する傾向となっており、各家庭の適正サイズを購入いただく上で、その前提となる販売体制の確保が課題となります。

主な改正内容

- ・市のごみ処理施策への取扱店の協力規定の追加
- ・販売実績の報告規定の追加
- ・指定ごみ袋全サイズの販売取扱規定の追加
- ・販売委託料の定額制の導入（一律1セット20円）
※現在：販売金額に100分の20を乗じた額(税込) ※45L@40円, 30L@30円, 20L@20円
- ・指定取り消し条件に係る規定の追加

施行予定

- ・令和4年4月1日から

主な改正規定

| |
|---|
| (指定の基準) 第3条第1項第4号【追加】 ・廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し、市の施策に協力することができること。 |
| (取扱所の業務) 第5条第1項第5号【追加】 ・販売等の状況について、指定ごみ袋販売等実績報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。 |
| (取扱所の業務) 第5条第3項【追加】 ・取扱所の指定を受けた者は、特段の事由がない限り、その店舗において、前項に定める全ての指定ごみ袋を販売しなければならない。 |
| (委託料の支払い) 第6条第1項【改正】 ・旧：販売金額に100分の20を乗じた額(税込み) ※45L@40円, 30L@30円, 20L@20円 ・新：1組につき20円(税込み) ※全サイズ一律 |
| (指定の取り消し) 第9条第1項第4号【追加】 ・1年以上にわたり指定ごみ袋の購入又は販売の実績及び報告がないとき。 |

参考：根拠規定（一部抜粋）

○小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例

（事業者の責務）

第4条第4項

事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

（事業者等の協力）

第12条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物減量のための市が講ずる施策に協力しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

予算措置

- ・単年度：7,350千円（比較：令和3年度 11,750千円）
※令和3年度販売数量を基にしたもの

参考

- ・コンビニで「レジ袋いりません」75%に…有料化1年、2・7倍に

2021/07/01 14:31 読売新聞オンライン

昨年7月1日にスタートした小売店でのレジ袋の有料化に伴い、コンビニエンスストアで買い物客がレジ袋の利用を辞退する割合が75%にのぼったことが環境省の調査でわかった。

調査は環境省が有料化から1年となるのを前に、各業界から聞き取る形で行った。それによると、コンビニでの辞退率は有料化前の28%から約2・7倍の75%に増加し、スーパーでも57%から80%に増えた。ドラッグストアでは今年1月のレジ袋の使用量が前年同月比で84%減少した。

これとは別に昨年11月に同省が約2100人を対象に行ったインターネット調査では、買い物でレジ袋を1週間利用しなかったと回答した人が72%に上った。有料化を機にプラスチックごみの問題に関心が高まったという回答も57%あった。

ごみ処理量

- ・市内から発生した一般廃棄物（可燃ごみ）の処理状況になります
- ・本データは、一般廃棄物処理事業調査の結果です

▼各年度の推移

| 年度 | 可燃ごみ (単位: t) | 日/一人 (単位: g) | 人口 (単位: 人) |
|-----|-----------------|-----------------|---------------|
| H29 | 14,951 | 790.4 | 51,822 |
| H30 | 14,799 | 790.4 | 51,298 |
| R1 | 14,872 | 806.4 | 50,525 |

ごみ収集量

- ・市内集積所からごみを収集し処理施設に搬入した量になります
- ・本データは、組合の計量システムから抽出したものです

▼各年度の推移

| 年度 | 合計 | 年/一人 | 可燃ごみ |
|-----|----------|---------|-----------|
| H30 | 10,753 t | 209.6Kg | 9,686.3 t |
| R1 | 10,711 t | 210.7Kg | 9,676.9 t |
| R2 | 10,966 t | 217.6Kg | 9,776.3 t |

指定ごみ袋販売数（取扱店）

▼各年度の推移

単位：枚

| 年度 | 合計 | 45L | 30L | 20L | 備考 |
|-----|-----------|-----------------|---------------|--------------|-------|
| H29 | 2,369,000 | 2,127,500/89.8% | 241,500/10.2% | - | |
| H30 | 2,394,000 | 2,148,500/89.7% | 245,500/10.3% | - | |
| R1 | 2,651,500 | 2,380,500/89.8% | 271,000/10.2% | - | 消費税改定 |
| R2 | 2,499,500 | 2,237,000/89.5% | 262,500/10.5% | - | 新型コロナ |
| R3 | 2,450,000 | 2,100,000/85.7% | 200,000/8.2% | 150,000/6.1% | |

※R3は予算に基づくもの

指定ごみ袋購入店数（取扱店）

▼各年度の推移

| 年度 | 全サイズ | 45Lのみ | 一部サイズのみ | 購入なし | 備考 |
|-----|------------|------------|------------|------------|--------|
| H29 | 51店舗/30.4% | 65店舗/38.7% | 1店舗/0.6% | 38店舗/22.6% | 登録店155 |
| H30 | 63店舗/37.5% | 63店舗/37.5% | - | 39店舗/23.2% | 登録店166 |
| R1 | 49店舗/29.2% | 70店舗/41.7% | - | 49店舗/29.2% | 登録店168 |
| R2 | 52店舗/31.0% | 66店舗/39.3% | - | 50店舗/29.8% | 登録店168 |
| R3 | 16店舗/9.5% | 45店舗/26.8% | 29店舗/17.3% | 78店舗/46.4% | 登録店168 |

ごみ処理経費

- ・ごみ処理施設の運営や収集運搬に1年で3億円以上を要します
- ・近年、新ごみ処理施設の建設費用が上乗せとなっています

▼各年度の推移

| 年度 | 合計 | うち運営費 | うち建設費 | 受益者負担額 | 受益者負担率 |
|-----|-----------|----------|-----------|--------|--------|
| H30 | 5億2,398万 | 3億6,736万 | 1億5,661万 | 4,730万 | 9.03% |
| R1 | 15億640万 | 3億6,289万 | 11億4,350万 | 5,473万 | 3.63% |
| R2 | 18億9,013万 | 3億2,015万 | 15億6,997万 | 5,026万 | 2.66% |

※受益者負担額はごみ袋手数料等の収入になります

| No | 大分類 | 中分類 | 提出された意見等 | ご意見等に係る背景と考え方 |
|----|---------|-------|--|--|
| 1 | 委託料の支払い | 委託料の額 | <p>・旧：販売金額に100分の20を乗じた金額（税込）。これからも（令和4年4月1日から）も上記の旧：販売金額に100分の20を乗じた金額（税込）のままの委託料の支払でお願いできればと切に思います。</p> | <p>・市内から排出される一般廃棄物については、年間1万5千t弱で推移し、このうち、主に指定ごみ袋を使用し、集積所に出される可燃ごみ量は1万1千t弱になります。また、近年、一人当たりのごみ量としては、新型コロナの影響等もあり、増加傾向にあります。</p> <p>・一方、ごみ処理に係る経費は、毎年3～4億円を要する維持管理費に加え、現在、新処理施設整備に係る経費として30億円弱を支出しています。</p> <p>・もとより、廃棄物処理は、平時に限らず、新型コロナや災害などの非常時においても、安定的持続的な処理体制の確保が強く求められており、地域の公衆衛生の確保、並びに環境美化保全のための基幹となり、代替の利かない事務事業でございます。</p> <p>・このようなことから、こうした背景等を踏まえ、廃棄物の適正処理、ごみの減量資源化に向けて、関係法令、並びに、小美玉市一般廃棄物処理計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、それぞれの責務を果たし、コストを負担しあいながら、この促進に取り組む必要があるものと理解しております。何卒、当地域における廃棄物処理に係る背景や、背景を踏まえた要綱改正の趣旨にご理解をいただきますようお願い申し上げます。</p> |
| 2 | - | - | <p>・可燃ごみ指定ごみ袋（20L）の販売促進という事で文書をいただきましたが、準備をする中で1回の購入で2ケースまでという制限がある為、まだ展開に至っておりません。市民の方からの問い合わせが寄せられているという事から十分な数量を確保出来てからの販売と考えております。</p> | <p>・可燃ごみ指定袋（20L）につきましては、世帯員数の減少や高齢社会などの地域社会の趨勢を踏まえ、市の手数料条例を改正のうえ、令和3年度から施行し、6月より取扱店への販売を開始しております。</p> <p>・販売直後ということ、また、各店舗での取扱展開を考慮し、当初、販売数量の制限をお願いしております。</p> <p>・現時点（令和3年9月末）では、生産体制も整い、在庫も確保されておりますことから、積極的にご購入いただき、市民の需要に応え得る体制について、取扱店の皆さまとともに構築してまいりたいと考えております。</p> <p>・なお、指定ごみ袋の作成につきましては、行政が単年度会計主義によること、さらに、厳しい財政事情のなかで、潤沢な数量を確保する予算配分には一定の限界があるのが現状でもございますことから、各取扱店において十分な数量を確保するとの視点では、そもそも指定ごみ袋の作成数量を見込んでおりません。あらかじめ、こうした事情についてご理解いただきまして、引き続き、廃棄物の適正処理にご協力のほどお願いを申し上げます。</p> |